

政令 第三百五十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百五十九号」を「第百六十三号」に改め、同条に次の四号を加える。

百六十 被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金

百六十一 革新的医療機器創出促進等臨時特例交付金

百六十二 被災地健康支援臨時特例交付金

百六十三 電力基盤高度化等対策交付金

附 則

この政令は、公布の日から施行する。